様式第十三号（第二面）中「印」を削る。
様式第十三号（第三面）を次のように改める。

様式第13号（第３面）

記載要領

１　報告対象期間は、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日を記載してください。

２　港湾労働法第23条の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第17条第２項の規定により収支決算書又は貸借対照表及び損益計算書を提出しない場合は、備考欄にその旨を記載してください。

３　１の①欄の「派遣労働者の数」には、報告対象期間において、港湾労働法第12条第１項の許可を受けて行っている港湾労働者派遣事業に係る派遣労働者として雇用した１日当たりの平均数を、当該派遣労働者が主として従事する業務ごとに記載してください。また、同欄の「うち協定対象派遣労働者の数」には、当該派遣労働者のうち港湾労働法第23条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の５に規定する協定対象派遣労働者（以下「協定対象派遣労働者」という。）として雇用した１日当たりの平均数を、協定対象派遣労働者が主として従事する業務ごとに記載してください。

なお、「港湾荷役作業」に主として従事する労働者として計上した労働者については、「船内作業」に主として従事する労働者又は「沿岸作業」に主として従事する労働者として改めて計上しないでください。

イ　「船内作業」とは、港湾運送事業法第２条第１項第２号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（港湾運送事業法第２条第１項第２号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）をいいます。

ロ　「はしけ作業」とは、港湾運送事業法第２条第１項第３号に掲げる行為をいいます。

ハ　「沿岸作業」とは、港湾運送事業法第２条第１項第４号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（港湾運送事業法第２条第１項第４号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）をいいます。

ニ　「いかだ作業」とは、港湾運送事業法第２条第１項第５号に掲げる行為をいいます。

ホ　「船舶貨物整備作業」とは、港湾労働法施行令第２条第１号及び第２号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（同令第２条第１号及び第２号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）をいいます。

ヘ　「倉庫作業」とは、港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為（倉庫業法第２条第２項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第２条第３号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。）をいいます。

ト　「港湾荷役作業」とは、船内作業及び沿岸作業をいいます。

４　１の②の欄の「平均的１人１日当たり賃金」には、報告対象期間においてそれぞれの派遣労働者に対して支払った賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の総額を報告対象期間において当該それぞれの派遣労働者が在籍していた日数の総数で除した金額を記載してください。また、同欄の「うち協定対象派遣労働者の平均的１人１日当たり賃金」には、当該労働者のうち協定対象派遣労働者に対して支払った賃金の総額を、報告対象期間において当該それぞれの協定対象派遣労働者が在籍していた日数の総数で除した金額を記載してください。

５　２の①欄には、報告対象期間において労働者派遣の役務の提供を受けた者（企業の場合は事業所単位）の実数を記載してください。

６　第２面下方の提出者欄には、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載してください。

７　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付してください。

（日本産業規格Ａ列４）